

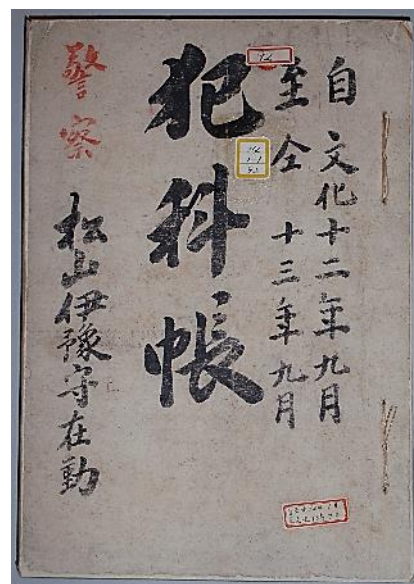
近代の「長崎県行政文書」について（その1）

—どのように残されてきたのか（「長崎奉行所関係資料」の場合）—

■はじめに■

2011年（平成23）、辛亥革命100年を記念して、革命の指導者孫文と、孫文を物心両面で支えた長崎出身の実業家梅屋庄吉に注目が集まりました。あわせて、長崎県の明治時代以降の近代史にも関心が集まりました。筆者も長崎に残された資料から、梅屋庄吉について調べ、その成果を「長崎学 Web 学会」において、「長崎資料から見る梅屋庄吉」と題して、11回にわたり述べたことがあります。その際、資料として主に使用したのが、長崎歴史文化博物館に収蔵されている近代の資料です。

長崎歴史文化博物館は、「近世長崎の海外交流史」をメインテーマとした博物館で、2005年（平成17）11月3日に開館しました。開館に際し、長崎県立美術博物館、長崎市立博物館、長崎県立長崎図書館郷土課の資料が移管されました。収蔵資料の中の「長崎奉行所関係資料」は、海外交流の窓口であった長崎について知ることのできる貴重な資料として、2006年（平成18）、国の重要文化財に指定されています。その中でも長崎奉行所の判決記録である「犯科帳」（画像1）は特に有名です。このように、「長崎奉行所関係資料」はよく知られていますが、これに対して、長崎歴史文化博物館に、明治時代以降の近代の資料が収蔵されていることはあまり知られていないように思われます。そこで、今回は、長崎歴史文化博物館に収蔵されている近代の「長崎県行政文書」について調べてみます。



（画像1）「犯科帳 92
自文化12年9月至同13年9月」
（長崎歴史文化博物館蔵）

なお、この「長崎県行政文書」という名称ですが、その来歴から（この来歴については次回詳しく述べます）、「長崎県文書」や「長崎県庁文書」などと呼ばれることもあります。しかし、本稿では、国の重要文化財に指定されている「京都府行政文書」（2002年指定）、「山口県行政文書」（2005年指定）、「埼玉県行政文書」（2009年指定）、「群馬県行政文書」（2010年指定）、「東京府・東京市行政文書」（2014年指定）（以上、文化庁 Web サイト「国指定文化財等データベース」より）の名称にあわせ、「長崎県行政文書（ぎょうせいぶんしょ）」と呼ぶことにします。

■ 1. 重文指定された「長崎奉行所関係資料」の来歴について ■

さて、近代の「長崎県行政文書」について調べる前に、国の重要文化財に指定されている「長崎奉行所関係資料」が、現在までどのように残されてきたのか、その来歴について見ていきます。長崎奉行所に関する資料は、1994年（平成6）から96年（同8）に学術調査がおこなわれました。それをまとめた長崎県教育委員会編『長崎奉行所関係文書調査報告書』（長崎県文化財調査報告書 第131集、1997年）によると、収蔵施設は長崎県立長崎図書館（以下、長崎図書館と略します）、長崎大学附属図書館経済学部分館、シーボルト記念館をはじめ、長崎県内十数カ所におよびます。また、資料の数は、長崎図書館だけでも2,500件を超えています。1件に複数の資料が含まれることもありますから、点数としては2,500を大きく超えていることになります。しかし、これらがすべて「長崎奉行所関係資料」として国の重要文化財に指定されたわけではありません。実際に指定されたのは1,242点で、次の条件に当てはまる資料です。

- （1）長崎奉行所に保管されていた資料
- （2）長崎県所有（現在は、長崎歴史文化博物館保管）の資料

この（1）・（2）について、少し説明します。長崎奉行所で保管されていた資料は、1868年（明治元）、最後の長崎奉行河津伊豆守祐邦が長崎を脱出した後、長崎会議所の掌握下に置かれました。その後、明治政府によって長崎裁判所が設置され、さらに長崎府、長崎県が設置されるにともない、長崎奉行所に保管されていた資料も引き継がれ、明治期には長崎県庁において現用で引き続き活用されました。その後、これらの資料は一括して長崎図書館へ移され、同館において長く保存公開され、現在は長崎歴史文化博物館で一般に公開されている資料ということになります（以上、「国指定文化財等データベース」より）。

つまり、国の重要文化財に指定された「長崎奉行所関係資料」の来歴は、

長崎奉行所 → 長崎会議所 → 長崎裁判所 → 長崎府 → 長崎県
→ 長崎県立長崎図書館 → 長崎歴史文化博物館

となり、この流れからいったん外に出た資料は、原則として指定されていません。そのため『長崎奉行所関係文書調査報告書』では、資料の収蔵施設として、県内十数カ所をあげていますが、長崎図書館のみが対象とされ、また、2,500件を超えて調査された長崎図書館の資料の中でも、長崎県から移された資料だけが「長崎奉行所関係資料」として指定されています。少々、長くなりましたが、「長崎奉行所関係資料」の来歴を見てきました。これを頭に置きながら、今回は、近代の「長崎県行政文書」の来歴について見ていくことにします。（つづく）

【長崎県文化振興・世界遺産課 石尾和貴】